

動力用プランあんしんプラス 要綱

1. 料金の特徴

- 動力用プランあんしんプラスは、漏電点検および停電時かけつけサービスが付帯したプランです。
- ※漏電点検および停電時かけつけサービスとは、漏電の有無の確認や分電盤の点検等を行うサービス(漏電点検サービス)およびお客様の需要場所における停電時のトラブル等に対し、出張対応等を行うサービス(停電時かけつけサービス)をいいます。

2. 漏電点検サービスについて

- お客様は、漏電点検サービスを1契約期間中に1回ご利用することができます。
- 電気需給契約が成立し、需給開始となった日以降に、当社または当社の業務委託先よりお客様に日程調整のご連絡を差し上げます。
- お客様と当社または当社の業務委託先との協議により決定した日時に漏電点検を実施いたします。
- お申込みから、日程調整のご連絡まで、最大で3ヶ月程度を要します。あらかじめご了承ください。
- 当社または当社の業務委託先からのご連絡に先立って、漏電点検をご希望される場合は、大阪ガスエネルギーコンタクトセンターまでご連絡ください。
- その他漏電点検サービスの内容に関する事項は、別途「漏電点検および停電時かけつけサービス利用規約」に定めるものとします。
- 明らかにサービス対象外の事象への対応を求められた場合、契約・解約の繰り返しがある場合その他当社または当社の委託先が適当でないと判断した場合、サービスの提供をお断りすることがあります。
- 本サービスは、お客様の承諾またはお客様への通知なく、その内容を変更する場合があります。
- なお、お客様と当社の委託先との間でトラブルが生じた場合等、それが当社の責によらない理由によるものである場合、当社は責任を負いません。

3. 停電時かけつけサービスについて

- 停電時かけつけサービスの提供は、以下の日程より開始するものとします。なお、需給開始日から提供を開始できない場合は、別途当社が定める日から提供を開始します。

供給開始日	サービス提供開始日
1日～15日	翌月1日から
16日～末日	翌々月1日から

- ご依頼は大阪ガスエネルギーコンタクトセンターにご連絡いただくものとします。
- 明らかにサービス対象外の事象への対応を求められた場合、契約・解約の繰り返しがある場合その他当社または当社の委託先が適当でないと判断した場合、サービスの提供をお断りすることがあります。
- その他の停電時かけつけサービスの内容に関する事項は、別途「漏電点検および停電時かけつけサービス利用規約」に定めるものとします。
- 本サービスは、お客様の承諾またはお客様への通知なく、その内容を変更する場合があります。
- なお、お客様と当社の委託先との間でトラブルが生じた場合等、それが当社の責めとならない理由によるものである場合、当社は責任を負いません。

4. 契約の更新について

- ご契約期間満了1か月前を目途にご案内を送付いたします。同内容で契約を継続される場合、特段のお手続きは不要です。契約種別の変更や解約をご希望の場合は、お送りするご案内に従って、お手続きください。

5. 契約種別の変更・解約について

- 契約期間途中に、お客様に動力用プランあんしんプラスの適用がなくなった場合は、原則として、以下のとおりの金額を当社にお支払いいただきます。
- ただし、需給契約が期間満了後に継続され、新たな需給契約の開始後30日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については、当社は解約金をいたしません。
- なお、当社のベースプランBまたはベースプランB-Gとあわせてご契約され、動力セット割引を適用した場合で、電灯契約と動力契約を同時に解約される場合は、一方の契約期間満了時でももう一方の解約金が発生する可能性があります。あらかじめご了承ください。

条件	解約金(税込)
漏電点検サービスを実施する場合	25,000円
漏電点検サービスを実施されていない場合	5,000円

※解約時点で既に漏電点検サービスの日程が確定している場合は、当社までお申し出ください。

お申し出がない場合は解約金25,000円を申し受け、漏電点検サービスを実施します。

6. お申込みについて

- 当社が適当でないと判断した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、申込みを承諾できない場合があります。
- お申込みいただいた内容は、動力用プランあんしんプラスのお申込みに利用するほか、動力用プランあんしんプラスのご利用に必要な範囲で、当社の業務委託先等に連携いたします。

7. 当社によるプラン変更・廃止について

- 動力用プランあんしんプラスの内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

8. その他

- 現在ご契約の料金メニューによっては、動力用プランあんしんプラスへの変更によりデメリットが生じる場合があります。
- 店舗の移転等の場合は、当社へ電気の需給契約の廃止のご連絡をしていただく必要がございます。
- 詳細の運用等については、約款に定める通りといたします。

〈動力用プランあんしんプラスおよび漏電点検に関するお問い合わせ〉
大阪ガスエネルギーコンタクトセンター
0120-030-747(平日 9:00～17:30)

〈停電時かけつけサービスのお問い合わせ〉
大阪ガスエネルギーコンタクトセンター
0120-103-004(24時間 365日)

漏電点検および停電時かけつけサービス

ご利用規約

大阪ガス株式会社

2021年3月25日実施

第1条（目的）

漏電点検および停電時かけつけサービスご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「漏電点検および停電時かけつけサービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して定めるものです。

第2条（適用関係）

- (1) 本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。
- (2) 当社は、本サービスの運営上、利用上の注意等の諸規程（以下「諸規程」といいます。）を設けることがあります。この場合、諸規程は本規約の一部を構成するものとします。

第3条（連携及び委託）

当社は、本サービスの受付・業務運営・サービス提供を、当社の関係会社、大阪ガスサービスチェーン、及び当社の業務提携事業者（以下、総称して「業務提携会社」といいます。）と連携して行います。また、当社又は業務提携会社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。

第4条（加入要件）

本サービスをご利用頂けるのは、動力用プランあんしんプラスに加入いただいたお客さまに限るものとします。

第5条（利用契約の申込み及び成立）

- (1) ご契約者さまは、本サービスの利用を希望する場合、あらかじめ別途定める重要事項説明書や要綱および本規約の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の申込方法により申し込むものとします。
- (2) 利用契約は、当社が上記(1)の申込みを承諾したときに成立するものとし、利用契約が成立したときは、当社は遅滞なくご契約者さまに契約内容の通知をするものとします。なお、本サービスに関する利用契約の締結・解約を繰り返している場合など、当社が対応できないと判断する場合は、申込みをお断りする場合があります。

第6条（サービス提供開始日と契約期間）

本サービスのサービス提供開始日と契約期間は以下の通りとします。なお、以下の日程から提供を開始できない場合は、別途当社が定める日から提供を開始します。

電気供給開始日	サービス提供開始日
1日～15日	翌月1日から
15日～末日	翌々月1日から

本サービスの契約期間は、サービス開始日から1年間とします。

第7条（本サービスの契約期間の更新）

本サービスの契約期間の更新は以下の通りとします。

需給契約期間満了の前月末日までに、当社又はご契約者さまから解約、改定の申し入れがない場合は、引き続き更に1年間延長し、以降も同様とします。

第8条（本サービスの内容）

- (1) 本サービスの提供先は、電気需給契約の需要場所用途とします。
- (2) 本サービスの内容は以下の通りとします。

① 漏電点検サービス

- ・漏電点検実施のアポイント、事前説明を行います。
 - ・漏電点検：対象範囲の目視点検および写真撮影を行います。
- ※漏電点検中は、需要場所建屋内が停電します。

<漏電点検サービスの対象範囲>

分電盤・照明・スイッチ・コンセント

① 停電時かけつけサービス

ご契約者さまからの依頼により、需給場所における、電気設備のトラブルについて、業務提携会社の手配を行い現場出勤、点検、ご契約者への助言を行います。

手配後の業務提携会社による修繕等については、別途業務提携会社にご契約者さまから直接受注して行うため、ご契約者さまは業務提携会社に別途費用をお支払い頂きます。

<修繕手配サービスの対象範囲>

対象機器・設備	サービス内容
電気設備	コンセント交換・電気スイッチ交換・ブレーカー交換・照明器具交換など、電気設備に関するトラブルの対応。 なお、建築工事を伴うものは除きます。

- (3) 本サービスにより手配する業務提携会社は、当社が指定するものとします。

- (4) 以下の内容は、本サービスの対象外とします。

- ① トラブルに起因しない部品や材料の購入等
- ② 通常の業務用用途で使用される機器・設備を逸脱した機器・設備に関するもの

- (5) 本サービスの受付は、原則、以下の表記載の問合せ先へご連絡頂くものとします。

受付後の対応時間は、当社又は業務提携会社の通常営業時間に準拠するため、サービス受付時に当社又は業務提携会社よりお伝えします。なお、本サービスによる業務提携会社の手配後は、ご契約者さまは業務

提携会社との間で直接連絡を行うこととします。

サービス種別	連絡先	受付時間
漏電点検サービス	大阪ガス エネルギーコンタクトセンター 0120-030-747	平日 (09:00~17:30)
停電時かけつけサービス	大阪ガス エネルギーコンタクトセンター 0120-103-004	365日 24時間

当社業務提携業者：株式会社アネシス 0120-700-500

第9条（解約等）

- (1) 当社又はご契約者さまは、当社所定の方法にて相手方に通知して利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社又はご契約者さまが相手方の通知を受領した日の属する月の翌月末をもって、利用契約の解約日とします。
- (2) 当社は、本サービスの提供を終了する場合は、当社所定の方法にてご契約者さまに通知するものとします。この場合、ご契約者さまが通知を受領した日の属する月の翌月末をもって、サービスの終了日とします。
- (3) 当社は、ご契約者さまが次の各号のいずれかに該当した場合は、事前の催告を要することなく直ちに利用契約を解約できるものとし、ご契約者さまは予めこれを承諾するものとします。なお、①から③により解約をする場合は、ご契約者さまは当社が被った損害を賠償するものとします。
 - ① 料金の支払いが3ヶ月以上遅滞した場合。
 - ② 第10条又は第16条に違反していると当社又は業務提携会社が判断した場合。
 - ③ 修繕手配サービスにより手配した業務提携会社が行った修繕等に関する債務について、所定の期日までに業務提携会社への支払いがない場合。電気需給契約期間中に解約を行う場合、いかなる理由であっても約款に基づき解約金をもらい受けません。
- (4) 解約に伴う提供サービス料金の精算、払い戻しは行いません。

第10条（本サービスにおける遵守事項、禁止事項）

- (1) ご契約者さまは、本サービスが円滑に行われるように、当社及び業務提携会社のスタッフに全面的に協力するものとします。
- (2) ご契約者さまは、本サービスを提供するために必要となる電気料金その他の費用を負担するものとします。
- (3) ご契約者さまは、本サービスの提供に関する問合せ又は苦情等の申し出を行う場合、当社所定の窓口へ連絡するものとします。ただし、本サービスにより手配した業務提携会社が行った修繕等に関する問合せ又は苦情等については、業務提携会社の所定の窓口へ連絡するものとします。
- (4) ご契約者さまは、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ① 本規約に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為又は本規約を逸脱する行為及びそれに類する行為。
 - ② 本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為。

- ③ 本サービスに関係する個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為。
- ④ 本サービスに関係する個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為又は与える恐れのある行為。
- ⑤ 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為又はそれに関連する行為。
- ⑥ 法令に違反する行為又は違反の恐れのある行為。

第 11 条（提供の拒否）

当社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、ご契約者さまに対して、本サービスの提供を拒否することができるものとします。

- ① ご契約者さま本人からの本サービスの利用申込みであることを確認できない場合。
- ② 台風・大雨・暴風・豪雪などの異常気象、地震・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動又は公権力の行使等により、本サービスを提供することが困難又は危険が伴うことが予測される場合。
- ③ 本サービスの対応内容を逸脱する場合。
- ④ 本サービスによる対応（修繕手配サービスにより手配した業務提携会社による修繕等を含む）が完了した後に、当該対応を希望された原因事象の再発等の合理的な理由がないにもかかわらず、再度、同サービスの提供を依頼される場合など、当社又は業務提携会社が本サービスを提供することが困難であると判断する場合。
- ⑤ 本サービスを提供することにより、第三者の所有物の損壊、第三者の権利もしくは利益の制限、又は第三者に損害が生じることが想定される場合。
- ⑥ 当社又は業務提携会社のシステムの定期的、緊急的な保守点検が必要な場合又はシステムに障害が発生した場合。
- ⑦ 前各号のほか、社会通念上、本サービスの提供が困難であるとみられる場合。

第 12 条（個人情報）

- (1) 当社は、本サービスをご利用頂くにあたり、利用契約の申込受付等により、当社が直接又は業務提会社等を通じて、ご契約者さまの個人情報（氏名・住所・電話番号等）を取得します。これらの個人情報は、以下の目的に利用します。
 - ① 本サービスを提供するために必要な情報の業務提携会社との共有
 - ② エネルギー供給及びその普及拡大
 - ③ エネルギー供給設備工事
 - ④ エネルギー供給設備・消費機器（厨房・給湯・空調等）の修繕・取替・点検等の保安活動
 - ⑤ 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
 - ⑥ エネルギー消費機器・警報器等の機器及び店舗設備の販売（リース・レンタル等を含む）、設置、修繕・点検、商品開発、アフターサービス
 - ⑦ 上記各種事業に関連するサービス・製品のお知らせ・PR・調査・データ集積・分析、研究開発
 - ⑧ その他上記①～⑦に附随する業務の実施
- (2) ご契約者さまは、本サービスにより手配した業務提携会社が行った修繕等について、業務提携会社が当社にその結果等を報告することを予め承諾するものとします。

- (3) 当社は、第3条に基づき本サービスに関する業務を第三者に委託する場合、当社からこれらの委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、委託先との間で取り扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

第13条（損害賠償の制限）

- (1) 当社がご契約者さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がご契約者さまに対して負う責任の範囲は、直接かつ通常生ずべき直接の損害（逸失利益等の間接的・二次的損害を除きます。）に限定されるものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によりご契約者さまに損害を与えた場合は、この限りではありません。
- (2) 業務提携会社が直接受注して実施した修繕等については、当社は責任を負わないものとします。

第14条（通知）

- (1) 当社は、本サービスに関するご契約者さまへの通知を当社ウェブサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する通知に代えることが出来るものとします。
- (2) 上記(1)の場合、当社が当該通知内容を当社ウェブサイト上に掲載した時点をもって、ご契約者さまに対して、当該通知がなされたものとみなします。

第15条（変更の届出）

- (1) ご契約者さまは、氏名・名称、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で当社に届け出るものとします。なお、ご契約者さまが届出内容の変更があったにもかかわらず、当社に届出をしない場合（当社への届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社がご契約者さまから届出を受けている連絡先へ発信したことにより、通知を行ったものとみなします。
- (2) 上記(1)の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をご契約者さまに求める場合があります。この場合、ご契約者さまはこれに応じるものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

- (1) ご契約者さまは、暴力団を始めとする反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に関して、次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。
- ① 自ら、又はその役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、反社会的勢力であること
 - ② 自ら又はその役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ③ 自ら又はその役員等が、相手方との契約に関連する業務の遂行において、反社会的勢力と知りながらその業務の全部又は一部を遂行させていること
- (2) ご契約者さまは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第17条（規約の変更）

- (1) 本規約及び諸規程は、適宜追加、変更、廃止等の改定を行います。この場合、当社は、第17条に従い、当該改定の内容をご契約者さまに通知するものとします。
- (2) ご契約者さまは、上記(1)により通知された改定内容に同意頂けない場合、当社に申し出ることによって利用契約を解約することができます。なお、ご契約者さまが当該改定日後に本サービスの利用など改定内容の承認を前提とする行為を行った場合は、当社にご契約者さまが当該改定の内容を承諾したものとみなすことができますものとしてします。

第18条（譲渡禁止等）

ご契約者さまは、本サービスに関するご契約者さまの権利について、第三者に譲渡、売買、担保提供その他の処分はできないものとします。

第19条（合意管轄）

ご契約者さま及び当社は、本規約に関連した訴訟を行う場合は、大阪簡易裁判所及び大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第21条（その他）

本規約に関する疑義又は本規約に定めのない事項については、ご契約者さま及び当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

以上